

「グリーンボンドガイドライン 2020 年改訂版（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答

※グリーンローン及びサステナビリティリンク・ローンガイドライン（案）に対しても共通して御意見頂いた場合、頁・行欄における括弧内に、その該当箇所を示しております。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
1	3	-	サステナブル・タクソノミーに言及されているが、わが国において EU の規制がそのまま導入される意向はないのか、明らかにされたい。	グリーンボンドの資金使途に関し、EU ではサステナブル・タクソノミーに適合するプロジェクトとする必要がある制度が導入される予定ですが、我が国の現状に鑑みれば、当面の間は引き続き、市場関係者の判断に資するよう具体的な例示を示していくことが適当と考えられます。
2	3	-	国際的な取組として EU タクソノミーが取り上げられ、また「我が国におけるグリーンボンドの資金使途のあり方についてもこうした国際取組の進捗を注視する必要がある」との記述がなされているが、本邦のガイドラインにおける対象範囲の議論に当たっては、本邦グリーンボンド市場における実績や、各事業体における環境負荷低減に対する考え方の把握を基にした議論（「我が国の特性に即した解釈」）が必要ではないか。	グリーンボンドの資金使途に関し、EU ではサステナブル・タクソノミーを踏まえた EU グリーンボンドスタンダードが導入される予定ですが、我が国の現状に鑑みれば、当面の間は引き続き、市場関係者の判断に資するよう具体的な例示を示していくことが適当と考えられます。グリーンプロジェクトの個別判断については、我が国の特性を踏まえて行われることとなりますが、他方で、我が国のグリーンボンド市場でグリーンウォッシュ債券が出回ることをないよう国際市場との整合性に配慮する必要があると考えられます。
3	4 (5)	3 (14)	「我が国におけるグリーンボンドの資金使途のあり方についてもこうした国際取組の進捗を注視する必要があると同時に、我が国が置かれている発電構成、イノベーション、環境基準等を勘案した投融資先の特定に配慮する必要がある。」と下線部を追記してはどうか。	グリーンプロジェクトの個別判断については、我が国の特性を踏まえて行われることとなりますが、他方で、我が国のグリーンボンド市場でグリーンウォッシュ債券が出回ることをないよう国際市場との整合性に配慮する必要があると考えられます。
4	4	10	トラジションボンドについて、海外では発行事例が出ており、その旨の表記をすべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
5	5	1	「社会的面での重大なネガティブな効果が生じていないか」についての留意は、サステナビリティボンドだけでなく、そもそもグリーンボンドにも言及すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
6	9 (7)	5 (9)	①1) 「グリーンボンドに関する取組を通じて、企業等の組織内の…つながる」を「…つながる可能性がある」に修正すべきではないか。また、①1) の「これは、TCFD 等の ESG 情報開示の要請に応える一助ともなる」は削除すべき。また、①1) の最後の文章「また、こうした取組は…資すると考えられる」は削除すべきではないか。	1 点目について、御趣旨を踏まえ、修正いたします。2 点目及び 3 点目については、グリーンボンドの発行体は環境面での目標、規準、プロセスに関する情報を、環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR 戦略等）の文脈に位置づけた上で投資家に対して説明することが求められるところです。こうしたグリーンボンドフレームワーク整備は、TCFD で求められる戦略、リスクマネジメント、ガバナンスの体制整備に資するものと考えられます。
7	9	8	2017 年 6 月に最終提言を公開したことなどを踏まえて、TCFD に関して、定義を含めて「本ガイドラインの目的」において具体的な言及を掲載すべきではないか。	御指摘を踏まえ追記します。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
8	11	19	「エンゲージメントを実施することが可能」を、「エンゲージメントをより明確にかつ厳密に実施することが可能」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ「環境改善効果の有無及びそのインパクトの大きさについて効果的なエンゲージメントを実施することが可能」に修正します。
9	13	2	サステナビリティボンドの記載に関して「・・・GBPと「ソーシャルボンド原則」いずれか一方又は両方の4つの核となる要素に適合する債券」としているものを、「・・・GBPと「ソーシャルボンド原則」の両方に共通する4つの核となる要素に適合する債券」と表記すべきではないか。	本文はICMAの「Guidance Handbook 2019 June」1.1.c.を参照して作成しておりますので、御指摘の箇所は原案のとおりとさせていただきますが、ICMAのサステナビリティボンドの定義に即して、一部修正致します。 【参考】「Guidance Handbook 2019 June 1.1.c. Sustainability Bonds are any type of bond instrument where the proceeds will be exclusively applied to finance or re-finance a combination of Green and Social Projects and which are aligned with the four core components of the GBP and/or SBP.
10	13	7	サステナビリティボンドの記載に関して「グリーンボンドの要素を有するサステナビリティボンド」としているものを、「グリーンプロジェクトを資金使途の対象として含むサステナビリティボンド」と表記すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
11	13	4	ソーシャルボンド原則の記載に関して「ソーシャルボンド原則は、2017年6月にICMAにより発行された。」としているものを、「ソーシャルボンド原則は、2017年6月にICMAにより発行され、GBPと同様に4つの核となる要素から構成される。」と表記すべきではないか。	御指摘を踏まえ追記します。
12	24	17	実務としては、初めてのグリーンボンドの起債でプロジェクトが確定しているものの、今後の資金調達を見据えて、フレームワークとして規準・プロセスのみを優先的に開示することがあるため、評価・選定の基準及びプロセスを包括的に構築しておくことに関しては、「など」を追加して、「個別のグリーンプロジェクトが決定しない場合などにおいては」と表記し、「個別のグリーンプロジェクトが決定しない場合」は例示に止めるべきではないか。	「個別のグリーンプロジェクトが決定しない場合」には、既出の文において「など」という意味が含まれておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
13	25 58 (15) (45)	16 - (10) -	「LEED、CASBEE、BELS等の環境認証制度」としているものを、「LEED、CASBEE、BELS、DBJ Green Building等の環境認証制度」と表記すべきではないか。	御指摘を踏まえ、付属書1中の環境認証の例示に追記いたします。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
14	26	15	<p>P.11の「エンゲージメントの実施」部分にも関連するが、投資家及び発行体はエンゲージメントの方法について模索をしている状況であり、グリーンボンドを発行した発行体の中には、通常のIRとエンゲージメントにおける説明の違いについて判断がつかず苦慮し、結果、投資家のエンゲージメント依頼を拒否する事例も足許見られている状況。</p> <p>投資家のエンゲージメントにおけるニーズは、P.24に記載の通り、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等を把握することであり、このP.24の発行体から投資家に対する説明に関する記載部分において、発行前のみならず発行後も、発行体が投資家に対し説明すると明記をすることで、発行体もエンゲージメントの方法・内容を把握することができ、今後の積極的なエンゲージメントの実施に繋がるものとする。</p>	<p>グリーンボンドがセカンダリー市場で取引される場合や包括的な目標や戦略が変更される場合を想定すると、発行後においても投資家の求めに応じて、発行体は自身の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等について説明することは重要であると考えられるため、その旨追記します。</p>
15	27 (16) (35)	6 (16) (16)	<p>トランジションに関する計画等を含む包括的な目標というのは、中長期的な目標の記載とそのアクションプランを指しているとの理解でよいか。また、事業の一部門を担う子会社が発行する場合は、その子会社だけでなく、グループの親会社が制定している包括目標を指すのか、あるいは、その子会社のみでの目標でよいか、示していただきたい。伝えたい事項は理解できるが、表現が曖昧なため、判断基準の幅が広すぎる。制限しすぎない範囲内において、もう少し踏み込んだ記載（あるいは事例の紹介など）をしていただきたい。</p>	<p>1点目につきましては、発行体全体の中長期の環境面での持続可能性に係る包括的な目標、戦略等において当該目標等の達成に向けてどう移行していくかという実施計画も示し、説明することが重要という趣旨になります。2点目につきましては、原則的には子会社たる発行体の目標について説明すべきですが、実効性のある目標であれば、親会社の目標であっても差し支えないと考えられます。</p>
16	43 48	8 26	<p>&lt;レビュー活用事項の例&gt;と【外部評価機関が評価すべき事項】において、一部内容が重複しているが、整合性をとるべきではないか。</p>	<p>&lt;レビューを活用することができる事項の例&gt;では、外部レビューを活用する場合の活用方法を例示しています。【外部機関が評価すべき事項】につきましては、ICMAの外部評価ガイドラインに即したものとして、区別して記載していますが、御指摘を踏まえ明確化のため、外部レビューの種類に応じて満たすべき事項である旨を追記します。</p>
17	51	-	<p>欄外注記18が言及する本文中に18が見当たらないため、明記する必要があるのではないかと。仮に、注記する場合は17になる。</p>	<p>欄外注記18については、表中の評価基準欄の一番上の「社が定める評価規準<sup>18)</sup>」に明記してあります。番号の整理につきましては、修正します。</p>
18	54	-	<p>1行目で「環境改善効果のある事業」を「グリーンプロジェクト」と定義していると読める。一方、7-8行目の「当該グリーンボンドの資金使途となる事業の環境改善効果の有無及びそのインパクト」とあるが、「事業」がグリーンプロジェクトを示しているのか、一般的な事業者による「事業」を示しているのかが判読できない。また、11行目で「個々の事業の置かれた環境」とあるが、「事業」がグリーンプロジェクトを示しているのか、一般的な事業者による「事業」を示しているのかが判読できない。「事業」「環境改善効果のある事業」「グリーンプロジェクト」の表記について整合性をとるべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「環境改善効果のある事業」は「グリーンプロジェクト」に修正します。第4章の8,11行目の「グリーンボンドの資金使途となる事業」については、一般的な事業者による「事業」という意味で使用しているため、原案のとおりとさせていただきます。また、11行目の「個々の事業」については「個々の当該事業」に修正します。</p>

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
19	54	12	「ネガティブな効果の有無」は「ネガティブな効果の有無及びその影響」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
20	54	13	「国際的な動向」は「グリーンボンドを取り巻く国際的な動向」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
21	54	24	「ESG 投資家」は明確な定義が無いため、表記としては避けるべきであり、P.10で「社会的な支持の獲得」の表記は、一定の ESG 投資を行うことをコミットしていない投資家に関して言及されており、整合性をとるため、22 行目の「ESG 投資家として社会的な支持を獲得する上で必要であり」を「ESG を重視して投資を判断する投資家において、そのコミットに関わらず、社会的な支持を獲得することに繋がり」に修正してはどうか。	御指摘を踏まえ、「ESG 投資家として社会的な支持を獲得する上で必要であり」を「ESG 投資を行う機関投資家等において、社会的な指示を獲得する上で必要であり」に修正します。
22	55 (42)	4 (4)	「中小水力」に限定せず、「水力」として一定規模のものについても含めるべきではないか。	水力発電は規模に関係なく、基本的にはグリーンボンドの資金使途となり得ますが、新規の大規模水力に関しては、環境・社会に対するネガティブな影響の懸念があると考えられます。御指摘を踏まえ、「中小水力」は「水力」に修正し、付属書 2 のネガティブな効果の具体例に「大規模な土地造成に伴う生態系の破壊や悪影響」を追記します。
23	55	4	バイオマスに関しては、持続可能性とともに、廃棄物の活用という観点が必要という認識である。具体的には、派生的に得られた材料でかつ廃棄するしかないものを利用して、電力活用できるのであれば、再生エネルギーと捉えられるため、「バイオマス（持続可能性が確認されたものに限る）」としているものを、「バイオマス（持続可能性が確認されたもの、あるいは廃棄物由来に限る）」と表記すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
24	55 (42)	-	1) 再生可能エネルギーに関する事業の項に以下の事業を追加してはどうか。「再生可能エネルギーに資する ICT ソリューション（維持管理システム、運用システム、最適需給調整、等）を提供する事業」	御指摘を踏まえ修正します。
25	55 57 (42) (44)	-	1) 再生可能エネルギーや 10) グリーンビルディングに関する事業などにおいて、どの程度まで適格プロジェクトの対象と見做せるか、示していただきたい。例えば、太陽光や風力発電所の建設に際する土地の造成や、グリーンビルディングの建設工事を請け負うゼネコンなどが、その運転資金を使途としてグリーンボンドを発行することは可能との理解でよいか。お問合せをいただく場合があるため、明らかにされたい。	グリーンボンドの資金使途は、明確な環境面での便益と関連性を有する限りにおいて、適格グリーンプロジェクトに関連する歳出への資金供給やリファイナンスを資金使途とすることも認められると考えております。よって、太陽光や風力発電所の建設に際する土地の造成や、グリーンビルディングの建設工事に関する運転資金においても明確な環境改善効果との関連性を有する限りにおいては、グリーンボンドの資金使途となり得ると考えます。
26	55 (42)	32 (31)	”高度な廃棄物の回収・処理（リサイクル、熱回収を含む）”の部分に「発電」を追加いただき、追加後の文章を「高度な廃棄物の回収・処理（リサイクル、熱回収、発電を含む）」にしてはどうか。	廃棄物焼却時の熱回収とは、廃棄物発電やその他の熱利用をいい、発電は含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
27	56	3	エアコン等において冷媒量を大きく削減する製品の設計・製造に対して、グリーン性の評価が得られることを明示すべきであるため、「フロン類」に関して事業について、「事業（フロン類の抑制に繋がる製品の設計や製造を含む）」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ、追記します。
28	56 (43)	33 (28)	低公害車としてハイブリッド車、プラグインハイブリッドが含まれているのか明確ではないため、明示した方がよいと考える。また、水素自動車や低公害車という表現についても燃料電池車、環境負荷の低減に貢献するといった表現の方が適切と考えるため、明確に記載いただきたい。	御指摘を踏まえ、地球温暖化対策計画（平成28年閣議決定）に即して、「電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車等のエネルギー効率に優れた次世代自動車」と修正します。なお、今後のグリーンプロジェクトへの該当性については、国際的な取扱いの動向について注視が必要と考えております。
29	57 (44)	6 (1)	”計画的な物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業”の部分に「交通インフラ（バイパス道路や橋梁など）」というワードを追加いただき、追加後の文章を「計画的な物流拠点や交通インフラ（バイパス道路や橋梁など）の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業」にしてはどうか。	「クリーンな運輸に関する事業」におけるインフラ設備としては、エネルギー効率に優れた次世代自動車等を利用するためのインフラ（水素ステーションやEVステーション等）を想定しており、バイパス道路や橋梁は想定していないため、原案のとおりとさせていただきます。
30	55	-	トランジションボンドについても、いくつか条件を示したうえで、準用できるよう付属書1に追記してはどうか。	トランジションボンドについては、現在、ICMAにおいてもその考え方やガイダンス化について検討されているところであるため、今後、国際議論も踏まえながら、枠組みの明確化について検討してまいります。
31	57	34	ZEB認定ビルディングの取得もグリーンビルディングに該当するか。	ZEB認定ビルディングにおいても、水処理、廃棄物処理に関して配慮したものであれば、グリーンビルディングに該当すると考えられます。
32	57	18	「物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災機能を強化する事業」としているものを、「物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産等や、これらのインフラ・施設を繋ぐ防災機能を強化する事業」と表記すべきではないか。	「これらのインフラ・施設を繋ぐ防災機能」とは道路や通信設備が想定されますが、道路については環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの例として掲げることが適当か否かを判断することが困難であることから、原案のとおりとさせていただきます。また通信設備については、「気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資するITソリューションを提供する事業」に含まれると考えます。
33	57 (44)	20 (13)	水道インフラの後に「電力インフラ（送配電ネットワーク等）」を追加すべきではないか。	「電力インフラ(送電線ネットワーク等)」に関しては、1)再生可能エネルギーに関する事業における「再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業」に一部含まれると考えております。
34	61	-	「生態系等への悪影響」としているものを「大規模な土地造成に伴う生態系等の破壊や悪影響」と表記すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
35	70	-	表の詳細欄の下線部分の「当たり」は「あたり」としてはどうか。	公用文においては常用漢字を使用することとされており、該当箇所については「当たり」が適切と考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。
36	71 (57)	- -	最新データが公表されているため、電力のCO2排出係数として平成27年度の実績値が前提条件の事例で書かれているが、最新のデータ（現在は平成30年度実績）に置き換えるとともに、算定に際しては最新の排出係数（調整後）を使うべき旨、追記すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
37	73(5 8)	- -	CO2排出量の削減の算定式で、省エネ設備導入による削減効果とコジェネ導入による効果を足し合わせているが、省エネ設備導入による購入電力の削減はコジェネによる発電の効果も含まれており、コジェネによる削減効果を足し合わせることでCO2削減効果が二重計上されている。そこで、CO2排出量の削減の算定式に関して、正しくは①省エネルギー設備導入による削減効果「改修前の年間CO2排出量（年間電力消費量2500MWh×電力排出係数+年間都市ガス使用量356千Nm3×都市ガス炭素排出係数×44/12）」－「改修後の年間CO2排出量（年間電力消費量500MWh×電力排出係数+年間都市ガス使用量200千Nm3×都市ガス炭素排出係数×44/12）」のみであり、「②ガスコジェネ導入による効果」と「③建築物全体のCO2排出量の削減量（①+②）」は削除すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
38	73	-	都市ガスの排出係数は文中で、炭素排出係数・CO2排出係数が混在しているため、本項目で使用する係数を明確にする必要がある。「都市ガス炭素排出係数」に言葉を統一すべきではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
39	73	-	化石燃料を利用するプロジェクトがグリーンボンドの資金使途として認められるか否かについては議論がある状況と理解している。かかる状況下、付属書5の例6に都市ガスコジェネの事例を掲載しているのは、本ガイドラインとして都市ガスコジェネがグリーンボンドの資金使途として相応しいとの見解を示すという趣旨か。都市ガスグリーンとして適格との見解を示しているという趣旨ではない場合、①「本ガイドラインからは削除する」か、②「グリーンボンドの資金使途として適格か否かについては外部レビュー機関及び投資家等により最終的に判断される旨注記する」かのいずれかとされるのが望ましいのではないか。	御指摘のとおり、化石燃料の生産や生産に関連する工業プロセスのような化石燃料関係のプロジェクトについては、グリーンボンドの資金使途となるか疑義がある状況です。他方で、建築物の取組全体での一定以上のエネルギー効率又は温室効果ガス削減を図る場合には、当該建築物の設備にガスコジェネレーションシステムが含まれる場合であっても、国際的な水準と比べて遜色がないものと理解しています。

**「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答**

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
40	-	-	責任銀行原則が策定された現状を鑑み、企業活動が環境や社会にもたらすネガティブ及びポジティブなインパクトを包括的に分析・評価することの重要性に関しても取り上げていただきたい。 特に、サステナビリティ・リンク・ローンでは、STPsを最低1つ立てればよいこと、また、実質的な取組改善がなくても情報開示のテクニックによって、目標が達成したように捉えることができることから、金融機関の包括的な ESG 分析につながらない。銀行の ESG 評価のレベルを底上げし、包括的な ESG 評価につながるよう、ポジティブインパクトファイナンス原則に整合したガイドラインとすべき。	御指摘を踏まえ、SPTs の内容の考え方について、借り手の企業活動が環境や社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉えるべきことを明確化します。
41	19	-	①開示する対象は、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ②中小企業における概略の開示も、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ③開示方法について、中小企業への緩和措置を記載しているが、グリーンローンの取組要件を緩めるというものではないという認識でよいか。逆に、要件を緩めていないのであれば、開示できる資料はそもそも手許にあり、それをどう記載するかだけの問題であるため、大企業と中小企業で分ける合理性もなく、⑦で場合によっては情報を集約して記載可となっているため、削除した方がよいのではないか。（中小企業のグリーンローンでは、大企業に比べて環境改善効果の計測方法自体を緩和して融資しても問題ないような誤解を与えかねない。）	1 点目及び2 点目については、グリーンローンによる資金調達であることを社会にアピールする場合、透明性を確保する必要がある、調達資金の使用に関する情報を、貸し手のみならず、一般に開示するべきであるという趣旨です。3 点目については、中小企業のグリーンローンの取組要件を緩めるという意味ではなく、中小企業につきましては、大企業と同等の開示に係る事務負担が生じた場合に、開示が困難な場合が想定されるため、守秘義務が存在する場合等でなくとも、情報を集約して簡略化した形での開示でも可としております。
42	31	20	サプライチェーンにおける対応強化は1) のサステナビリティ経営の高度化に含まれるため、2①②) サプライチェーンにおける対応強化は削除し、必要があれば1) でサプライチェーンに関する言及を追加してはどうか。	御指摘を踏まえ、2) サプライチェーンにおける対応強化を1) サステナビリティ経営の高度化に統合するよう修正します。
43	37	2	評価機関がプロフェッショナルであることを前提とすれば、借り手での HP や CSR 報告/統合報告書などへの記載により、メリットがあると考えられるため、以下の通り修正していただきたい。「SPTs 達成時に、達成した事実やサステナビリティ経営に積極的な企業である旨、貸し手の HP 等で開示する、または評価機関から証明書やそれに類する書類を発行する。」	御指摘を踏まえ修正します。
44	37	19	①開示する対象は、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ②詳細な評価の閾値までの開示が必要ではなく、借り手が定めている戦略目標のどの項目と一致している関連の SPTs を定めているといった程度の内容のもので充分か。	1 点目については、グリーンローンによる資金調達であること社会にアピールする場合、透明性を確保する必要がある、調達資金の使用に関する情報を、貸し手のみならず、一般に開示するべきであるという趣旨です。2 点目については、KPI のみならず、ターゲットなど、できる限り詳細な情報を開示して頂きたいと考えております。